

Benjamin A. Valentino,

Final Solutions: Mass Killing and Genocide in the 20th Century.

Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 2004,
viii+317pp.

くぼ たとも こ
窪 田 朋 子

はじめに

わずか3カ月で80万人近くの命が奪われたルワンダの大虐殺から10年以上の歳月が過ぎた。この忌まわしい出来事はもはや過去のものになったと言えるのだろうか。残念ながら世界は今もなおジェノサイド的惨状を目撃し、暴力の究極形といえる大量虐殺の悪夢から人類はまだ解き放たれていないことを思い知らされるのである。

ジェノサイド研究は、ホロコーストなどの個別事例を扱うものは多いものの、ジェノサイドや大量虐殺一般を理論化する試みはあまり行われてこなかった。そこで米国ダートマス大学で教鞭をとる政治学者で、ホロコーストやジェノサイドについて数多くの論文を執筆している著者は、本書を通じて20世紀の大量虐殺の一般化および適切な予防策の提示を試みた。

そもそも「ジェノサイド」(genocide)とは、ポーランド出身の法学者ラファエル・レムキン(Raphael Lemkin)が、ナチスドイツのヨーロッパ侵略に伴うユダヤ人迫害を重大な犯罪として認知させるために新たにつくった用語で、ギリシャ語のgenos(種族)とラテン語のcide(殺す)からなる。1948年12月に国際連合で採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, ジェノ

サイド条約)は「集団殺害」を「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全体または一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる次のいずれかの行為をいう。(a)集団の構成員を殺すこと、(b)集団の構成員に重大な肉体的又は精神的な危害を加えること、(c)全部又は一部の身体的破壊をもたらすよう意図された生活条件を故意に集団に課すこと、(d)集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと、(e)集団の子供を他の集団に強制的に移すこと」と定義している[横田・高野 2000, 141]。しかし、本書はこの定義に限定されることなく、広く大量虐殺(mass killing)を分析対象としているのが特徴的である。それはジェノサイド条約の保護対象からは外れる「政治集団」や「社会集団」を分析対象に含めなければ20世紀の悲劇は描けないという考えに基づいている。本書では便宜上、大量虐殺を「5年以内に5万人以上の非戦闘員を意図的に殺害すること」としている。

著者は8カ国の事例を検証し、20世紀を特徴づける大量虐殺は、共産化に伴う大量虐殺(第4章)、民族の大量虐殺(第5章)、対ゲリラ戦争下での大量虐殺(第6章)の3類型だとする。大量虐殺の主因は、これまで言われてきた民族間の対立や差別的感情といった社会に根ざす要因でもなければ非民主的な政治体制そのものにあるのではなく、政治力や軍事力を掌握する一握りの指導者にあると結論づける。いずれの場合も、彼らが目的を達成するのに最も合理的かつ効果的な手段であると判断したときに、大量虐殺は実行されるのである。

本書の構成は以下のとおりである。

序章 歴史的、理論的視点から見る大量虐殺

第1章 大量虐殺とジェノサイド

第2章 加害者と民衆

第3章 大量虐殺の戦略的な論理

第4章 共産化に伴う大量虐殺 ソ連、中国、カンボジア

第5章 民族の大量虐殺 トルコのアルメニア人、ナチスドイツ、ルワンダ

第6章 対ゲリラ戦争下の大量虐殺 グアテマラ、アフガニスタン

終章 大量虐殺を予防するには

各章の内容

第1章は、先行研究が論じる大量虐殺の発生原因や前提条件を検討する。第1に、レオ・クーパー (Leo Kuper) などが唱える多元社会理論 (plural society theory) がある。これは、宗教、民族、文化、階級などの社会的亀裂が集団間の対立を深め、対象を非人間化することで大量虐殺が可能になると論じる。第2に、戦争や革命、大恐慌といった国家危機と大量虐殺のつながりを指摘する説である。危機の原因のある特定の集団に投影して攻撃するというスケープゴート理論 (scapegoat theory) と、危機を利用して特定の集団を攻撃し、権力の強化を図るといった政治機会理論 (political opportunity theory) がその関連性を説明する。第3は国家の政体に注目するアプローチである。ルドルフ・ランメル (Rudolph Rummel) は中央集権的で非民主的な政府は暴力装置を濫用しやすいことから、市民を狙った大量殺害が起こりやすいと論じる。

しかし著者は、これらが大量虐殺の可能性を高める要因になることは認めるが、より重要かつ決定的な要因は強力なエリートの動向にあると、以下に続く章で論じる。

大量虐殺を実行するにはそれ相応のマニパワーが必要となる。第2章は、なぜ大量虐殺が可能なのかという問いを、社会の各構成員の役割に言及しながら考察する。大量虐殺が可能となる環境はエリート層が構築していくものである。彼らは犯罪歴のある暴力的な人物や熱狂的な支持者をリクルートし、殺人行為の中心となる集団を組織する。また暴力性向が強くなっても、外部からの圧力によって普通の人々が殺人者に姿を変える場合もある。一方、多勢の一般人はエリートの政治思想に心酔しているとは考えにくく、殺害行為に加担することもないが、他人の迫害に対して無関心を装い傍観者に徹することで消極的な関与ながら大量虐殺が可能なる環境を用意することになる。大量虐殺は多数の支持者がいなくても技術的に可能な行為であることが明らかにされる。

ジェノサイドや大量虐殺は、権力者が政策を遂行するうえで合理的な作業であると指摘する論者は少なくない。しかしそれがどのような状況で権力者にとって最も魅力的な手段になるのかまで踏み込んで論じてはいない。そこで第3章は、権力者が大量虐殺を最善の策と認識する状況を類型化する。ここでは「強奪的大量虐殺」(dispossessive mass killing) と「威圧的大量虐殺」(coercive mass killing) に大別され、各々3つの状況が例示されている (p.70表)。「強奪的大量虐殺」とは、権力者が目的を遂行するうえで邪魔になる存在を排除するために、収奪や強制移住といった強制的な手段を用いて対象となる集団を土地から引き剥がすことである。その動機または目的として挙げられているのは、(1)共産主義、(2)民族、(3)領土である。一方、「威圧的大量虐殺」は戦術のひとつであり、敵の降伏を目的とする。具体的には、(4)対ゲリラ戦争、(5)テロ行為 (恐怖心を煽って戦闘の早期終結を狙うなど)、(6)帝国主義 (領土拡大の手段として用いるなど) を列挙している。これら6分類の中で死亡者数が抜きこんでいるのが、第4章から第6章で詳述する(1)、(2)、(4)を理由とした大量虐殺である。

第4章はスターリン、毛沢東、ボル・ポトといった共産主義指導者が行った大量虐殺を分析する。いずれの場合も、土地改革や農業の集団化といった急進的な社会改革を実現するために暴力が行使され、甚大な人的被害がもたらされた。3人に共通する点は、社会を再構築するという壮大な目標を達成するにはあらゆる障害要因を排除する必要があり、そのためには大量虐殺という手段が最も効果的であると認識した点にある。

第5章は特定の民族を狙った大量虐殺を、トルコにおけるアルメニア人虐殺、ナチスドイツによるユダヤ人虐殺、そしてルワンダでのトゥチ虐殺の事例で考察する。

特定の民族の排除を意図することから民族浄化 (ethnic cleansing) とも呼ばれるが、民族浄化と大量虐殺は同義語ではない。民族浄化は目的であり大量虐殺はあくまでその手段のひとつに過ぎない。ホロコーストはヒトラーが考えるヨーロッパ再構築 (人

口構成の再構築)の一幕であったように、権力者が思い描く社会のグランドデザインに不要または脅威であると認識された民族や人種は排除される。通常は強制移住といった手段から採用されるが、それがうまくいかない場合やコストがかかり過ぎると判断されれば、大量虐殺の可能性は高まる。

第6章は、グアテマラとアフガニスタンで行われたゲリラ掃討作戦を取り上げ、加害者が大量虐殺を選択するに至るロジックを分析する。ゲリラ戦では陣地という概念が希薄であることに加え、民衆が食料やシェルターをゲリラ側に提供することが多く、両者の距離は近い。戦闘員と非戦闘員の区別が困難なことから非戦闘員に多数の被害者が出るというのも事実ではあるが、あえて非戦闘員を狙って恐怖心を煽ることは、民衆のゲリラ支援をやめさせるための効果的な戦術でもある。

最終章は、以上の議論を踏まえて大量虐殺の予防策を考察する。アーヴィン・シュタウブ (Ervin Staub) やヘレン・ファイン (Helen Fein) など、大量虐殺の原因は社会的亀裂や差別感情にあるとする論者は、グループ間関係や政府機能の改善に注目し、社会を非暴力的なものに作り変える必要があると主張する。同様に前出のランメルは、市民に対する政府の暴力をなくすには政府をより民主的なものにすることがあり、そのためには民主化支援が有効であると論じる。しかし、著者はいかなる国にも社会的亀裂は存在するものであり、社会の構造変化に問題の解決策を見出すことは非現実的だと考える。また、脆弱な国家で拙速に民主化を進めることは、エリートが民衆の支持を得ようとして国家主義的傾向になりやすいという危険性を指摘する。

大量虐殺は権力者の利益実現のための行動であり、その過程には合理性が見出せることから、著者はエリート層に着目した2つの戦略的アプローチを提示する。第1は、本書の分析から明らかになった大量虐殺の前兆、つまり政府が大規模な社会改革を計画したり、大量の強制移住を開始したり、ゲリラ掃討作戦を展開しようとする動きがないか常に注意することである。大量虐殺はあくまで最終手段であるからこそ、そこに至るまでの過程で不穏な空気を察知

することが重要となる。そのためには、エリート層の思想、目的、利益を理解し、彼らの行動を「よむ」作業が有効である。

第2のアプローチは、指導者グループの非武装化と権力の剥奪である。著者は国際社会の迅速かつ十分なコミットメントが重要だと考え、大規模な介入に肯定的である。これには多大な費用とリスクを伴うが、国連平和維持軍が十分配置されていれば被害を抑えることができたルワンダのジェノサイドを引き合いに出して、早期介入の必要性を説く。米国は1993年にソマリアの平和維持活動に従事する自国兵士を殺害されて以来人道的介入に尻込みし、援助の停止や経済制裁、武器の禁輸といった懲罰的で非武力の強制手段を好むようになったが、これらの措置は必ずしも効果的ではないと指摘する。例えば、被害者の保護が十分確保できない環境でこれらの措置をとれば、彼らをより困窮化させる恐れがある。また、被害者を救済するために周辺国への移動を支援することは重要だが、被害者を難民化させることは加害者が目指す民族浄化を図らずも手助けするだけでなく、難民による復讐という次なる紛争への火種を残すことにもなる。一時的に被害者と加害者を引き離すことは応急処置に過ぎず、問題の根源に立ち向かわなくては、第2、第3のルワンダの可能性を否定することができないと主張する。

コメント

ここでは本書の意義と問題点について指摘する。大量虐殺やジェノサイドは、歴史的、社会的背景が異なる環境で発生するため理論化が困難であると考えられてきた。そのため、狭義の「ジェノサイド」定義に限定されることなく、広く大量虐殺を射程に入れて20世紀の暴力を分析し、共通点を抽出した点に本書の意義がある。同様の環境でも大量虐殺が起きなかった事例と比較することで、大量虐殺が発生するうえでエリート層の性質が最も重要な要因であることを裏付けている。本書の分析から、ジェノサイドや大量虐殺を支配するのは理解できない無秩序な残虐性にあるのではなく、人間の合理的判断つま

り加害者の思想や利益を強く反映した戦略にあるという点が明らかになり、これを理解して初めて有効な対策が講じられるというスタンスは非常に明快である。また、「大量虐殺は、基本的に紛争と異なる形式のものとして認識すべきではなく、政治的、軍事的に優位に立とうとする集団の戦略である」(p.244)と述べるとおり、大量虐殺は紛争の延長線上に位置づけることが適当だと考えることから、対応策としては、通常の紛争予防活動^(注1)の枠組みを活用するのが妥当であることも分かる。

以下、疑問点と問題点について述べる。著者は、「殺害の責任者であるエリート層が権力を剥奪されれば、社会は永久に大量殺害の恐れがなく共存できる」(p.243)とまで述べ、エリート層の操作性を問題視し、彼らの排除に予防策の力点を置いている。しかし、彼らの排除がもたらす反動についても併せて考える必要がある。つまり、外部介入は政治空白や力の均衡の変化、その他の社会経済的な変化をもたらすことから、著者が二の次とみなす社会的亀裂が重要性を帯びる可能性がある。積極的な支援者ではなくても、問題の政権によって利益を得ていた人物にとっては危険に身をさらすことになる。本書はこの点にあまり注意を払っていないが、持ち込まれた変化が社会的亀裂を顕在化させ、新たな悲劇をもたらす可能性は考え得るのである。

次に指摘したいのは本書の時代設定に関連する点である。ここでは第2次世界大戦以前が2カ国、第2次世界大戦中が1カ国、冷戦終結前が4カ国、冷戦後が1カ国の事例が取り上げられ、時代背景が大きく異なることは明らかである。しかし本書では個別の事例の検証に重点が置かれ、時代の変化を映し出すもの、具体的にはエリート層が持ち得る暴力装置や国際社会が行い得る介入の可能性の変化について注意が払われていない。対策を練るには傾向を知る必要がある。個別事例から得られる発生メカニズムを単に対比させるに留まるのではなく、大量虐殺を許容した国際情勢や時代背景の変化を加味し横断的な分析があれば、より説得力を持つ提言になったのではない。

上記の点と併せて気になった点として、冒頭で5

万人以上の死者を出した事例を大量虐殺と規定したにもかかわらず、今回検討された8カ国の事例はいずれも歴史的に「メジャー」な大量虐殺であったことを指摘したい^(注2)。冷戦後は国家間の戦争の時代から国内紛争の時代へシフトした。そのため大量虐殺を5万人以上の死亡者数と定義したことが1990年代の現実を見るうえでかえって制約になってしまった感がある。例えばボスニア・ヘルツェゴヴィナのスレブレニツァの虐殺(1995年)や東チモールの虐殺(1999年)での死者数は、本書で取り上げられた事例よりはるかに少なく、本書の分析対象には入ってこない^(注3)。しかし、国際社会のプレゼンスがあり、危険が察知されていたにもかかわらずこれらの大量虐殺を防ぐことができなかったのは、数の多寡に関わらず留意すべき点であったと評者は考える。著者は今後の大量虐殺の傾向として、共産化による大量虐殺は新たに発生しにくい、民族の大量虐殺は減少傾向にあるとの判断から、ゲリラ掃討に関わるものが中心になると分析する(p.240)。しかしこれらの類型に限定されるのではなく、紛争の世界的傾向を加味して規模の小さい虐殺行為にも議論が及んでいたなら、違う展望が見えるのではないか。特に著者の関心は大量虐殺やジェノサイドをいかに予防するかという点にあるため、冷戦後の大量虐殺をルワンダー例にするのではなく、他にも目配りした事例選びが適当ではなかったのかと考える。

(注1) 紛争予防活動は「国家または集団が、特に経済、社会、政治、国際関係の変化に伴って生じた不安定要因を平和的に解決することができなくなったときに、その問題解決の手段として、組織的暴力や軍隊、弾圧またはそれに類似した手段の使用をほめかしたり、実際使用することがないように用いられる、政府または非政府の活動、政策、制度」と定義される[Lund 1996, 384-85]。具体的な活動内容については堂之脇(1999, 32-83)を参照。

(注2) 死亡者数は、ソ連(1917~23年/25万~250万人, 1927~45年/1000万~2000万人)、中国(1949~72年/1000万~4600万人)、カンボジア(1975~79年/100万~200万人)、トルコ(1915~18年/50万~150万)、

ナチスドイツ(1939~45年/540万~680万人),ルワンダ(1994年/50万~80万人),グアテマラ(1966~85年/10万~20万人),アフガニスタン(1978~89年/95万~128万人)とされる。本書pp.75-83の表に基づく。

(注3) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ東部に位置するスレブレニツァは、内戦下でセルビア人の攻撃からムスリム住民を保護するために国連軍が監視する安全地帯とされていた。しかし、1995年7月にムラディッチ総督が率いるセルビア軍はスレブレニツァへの攻撃を開始し、駐留していたオランダ軍と交渉のうえ婦女子を他の町へ移動させた。その後、残されたムスリム住民は、セルビア軍に殺害された。国連や赤十字の調べでは、死者は約7400人にのぼる。一方、東チモールでは1999年8月に自治案の是非をめぐる住民投票が実施された。その結果、独立派が80%近くを占めたため、併合派がインドネシア国軍の協力を得て独立派住民に対して大規模な虐殺行為を行った。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると死者は約1000人から2000人とさ

れる。

文献リスト

<日本語文献>

横田喜三郎・高野雄一編 2000.『国際条約集』有斐閣.
堂之脇光朗編 1999.『予防外交入門 冷戦後の平和
の新しい可能性を探る』日本国際フォーラム.

<英語文献>

Lund, Michael S. 1996. "Early Warning and Preventive Diplomacy." In *Managing Global Chaos: Sources of and Responses to International Conflict*. eds. Chester A. Crocker et al. Washington D.C.: United States Institute of Peace Press.

(アジア経済研究所新領域研究センター)